

「エンジョイスポーツ！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」 イベント企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「エンジョイスポーツ！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」イベント企画運営等業務に関して、本場への来場促進プロモーションや開催告知のための効果的な広報宣伝等の業務を委託するにあたり、優れた企画創造力、専門的な技術力、豊富な経験（実績）等を有する事業者を募集し、総合的な審査により契約相手方を選定するために必要となる事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 「エンジョイスポーツ！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」
イベント企画運営等業務委託
- (2) 業務内容 以下に掲げる業務内容とする。（詳細は別添の企画提案仕様書を参照）
 - イベントコンテンツ
 - ア. スポーツ体験イベント
 - イ. グルメイベント
 - ウ. その他
 - 広報物の作成・配布及び場内装飾
 - ア. 広報物の作成・配布
 - イ. 場内装飾
 - 会場設営及び清掃
 - その他イベント実施に係る必要事項
- (3) 履行期間 契約締結日～令和6年9月1日（日）
- (4) 履行場所 周南市大字栗屋 1033 番地 周南市徳山モーターボート競走場
- (5) 提案上限額 49,991,349 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
内、上記「(2) 業務内容 ●広報物の作成・配布及び場内装飾」については、上限額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
なお、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額を保証するものではない。
- (6) 業者選定 公募型プロポーザル方式
提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務遂行能力等を評価採点し、評価会による評価結果をもとに、周南市ボートレース事業局が受託候補者を選定する。

2 プロポーザルの日程

項目	時期
公募型プロポーザル公告日	令和6年5月23日(木)

参加表明書の受付	令和6年5月23日(木)～6月5日(水)
質問の受付	令和6年5月23日(木)～5月31日(金)
提案書提出者選定通知（参加資格要件の審査及び提案書提出者の選定）	令和6年6月6日(木)
企画提案書の受付	令和6年6月6日(木)～6月17日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年6月21日(金)【予定】
選定結果の通知	令和6年6月22日(土)【予定】

3 提案募集関係書類

(1) 配布方法 周南市公式ホームページ内からのダウンロードによるものとする。

※周南市公式ホームページ URL : <https://www.city.shunan.lg.jp>

(2) 配布期間 令和6年5月23日(木)から令和6年6月5日(水)まで

(3) 配布書類 ア 「エンジョイスポーツ！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」
イベント企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
イ 「エンジョイスポーツ！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」
イベント企画運営等業務委託についての企画提案仕様書
ウ 参加表明書【様式3】
エ 質問票【様式1】

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

(1) 参加資格について

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。

イ 参加表明書の提出時点において、令和6・7年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）の大分類「6 企画・製作」の小分類「5 イベント等の企画」及び「6 イベント等の運営」に登録されていること。

ウ 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始を申立てしている者でないこと。

カ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(2) 失格又は無効について

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
- イ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ウ 提出日、提出方法等の書類作成上の留意事項等の条件に適合しない場合。
- エ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- オ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合。
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- キ 公告及び実施要領等に違反すると認められる場合。
- ク 上記に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

5 企画提案の手続等

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、企画提案仕様書及び周南市契約事務規則等の各規定を理解した上で、次により必要書類を提出すること。

提出方法	参加表明書【様式3】を作成し、提出すること。 ※提出方法は、持参又は郵送とする。 ※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
提出書類	ア 参加表明書【様式3】 イ 本実施要領4 参加資格に示す確認資料 ウ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
提出先	周南市ボートレース事業局 ボートレース事業課 〒745-0802 山口県周南市大字栗屋 1033 番地 TEL：0834-25-0540
受付期間	令和6年5月23日(木)から令和6年6月5日(水)まで 午前9時から午後4時まで
提出期限	令和6年6月5日(水)午後4時まで

(2) 参加表明書提出者選定通知

参加表明書の提出があった事業者の参加資格要件を審査し、その要件を全て満たす事業者を提案書提出者として選定する。

なお、選定結果については、令和6年6月6日（木）に書面にて通知（発送）する。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、口頭による質問は、いかなる場合であっても回答しないこととする。

提出方法	質問票【様式1】を作成し提出すること。 ※電子メールに添付し提出すること。 ※複数の質問がある場合は、それぞれ質問書を作成すること。 ※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。
提出先 提出アドレス	周南市ボートレース事業局 ボートレース事業課 TEL：0834-25-0540 電子メール： boatrace-jigyo@city.shunan.lg.jp
受付期間	令和6年5月23日(木)から令和6年5月31日(金)まで 午前9時から午後4時まで ※受信確認は午前9時から午後4時30分まで
質問に対する回答	参加表明受付期間中、質問者名を伏して、周南市公式ホームページ内に掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出については、以下のとおりとする。

ア 提出方法

提出方法	提出方法は、持参又は郵送とする。 ※提出する前日までに、持参日時を連絡すること。 ※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
提出先	〒745-0802 山口県周南市大字栗屋 1033 番地 周南市ボートレース事業局 ボートレース事業課
受付期間	令和6年6月6日(木)から令和6年6月17日(月)まで 午前9時から午後4時まで
提出期限	令和6年6月17日(月)午後4時まで

イ 企画提案書等の構成

企画提案書等は、次に掲げる書類で構成すること。

提出物	補足	提出部数
企画提案書表紙	【様式6】 ※本仕様書の内容に沿い、企画コンセプトやねらい等を詳細に記すこと。	正本1部 副本9部

企画提案書	【様式任意】 ※用紙はA3版 横置き横書き ※文字は原則 11 ポイント以上とする。	正本 1 部 副本 9 部
見積書	【様式任意】 費用見積書	正本 1 部 副本 9 部

ウ 企画提案書等作成及び留意事項

企画提案書は、「エンジョイスports！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」イベント企画運営等業務委託についての企画提案仕様書に定める業務を達成すべく、以下の事項に留意の上、企画提案書を作成すること。

(ア) 全般

- ・企画提案書は、本実施要領「5 企画提案の手続等（4）企画提案書等の提出」の通りとし、インデックスラベルを付し、簡易製本（A3サイズ 横 左綴じ）すること。
- ・使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(イ) 企画提案書【様式自由】

- ・別添の企画提案仕様書に基づいて、具体的に記載すること。
- ・用紙はA3版とし、横置き横書き（左綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦としたりすることは差し支えない。
- ・頁数は指定しないが、頁番号は各頁の下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。
- ・文字は、原則 11 ポイント以上とし、見やすさ分かりやすさに留意すること。
- ・企画提案書の記述にあたっては、業務全体及び個々の提案について、明確なコンセプトに基づく企画内容及び効率的な運営体制等が、容易に理解できるよう留意すること。
- ・企画提案書に記載する内容は、全て本業務における実施事項として、参加表明者が提示するものであること。なお、発注者側に協力を依頼したい事項を記載する場合には、【依頼】と明示し、混同する可能性を排除すること。

(ウ) 見積書

- ・正本 1 部について、代表者印を押印し、封筒に入れて封緘して提出すること。
- ・消費税及び地方消費税を含むこと。
- ・様式は任意とするが、企画提案仕様書に記載されている全ての項目の価格が明確に分かるように見積書を作成すること。なお、企画提案仕様書にない項目の経費を計上することを妨げるものではなく、参加表明者が企画を実施するにあたり必要となる経費に関しては、全て見積書に記載すること。

6 企画提案書等の提案条件及び留意事項

(1) 提案条件について

ア 参加者の同意

参加表明者は、本実施要領「3 提案募集関係書類」に記載されている一切の記載内容に同意したものとみなす。

イ 異議申し立て

参加表明者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確・錯誤等による異議の申し立てを行うことはできない。

ウ 提出条件

企画提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ受け付けることとする。

エ 書類の差し替え

提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出については、一切認めない。

オ 企画提案書等の無効

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。

- ・企画提案書等が本実施要領に定められた内容及び様式に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

カ 仕様書への反映

企画提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様書に反映すること。

キ その他

- ・企画提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- ・提出された企画提案書等の内容について、発注者から問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに対応すること。

7 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案書等の内容を確認するため、次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時：令和6年6月21日(金)【予定】

(2) 場所：周南市ボートレース事業局

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは、説明時間を20分間、質疑応答のヒアリングを10分とする。

イ 詳細な日時・場所は、後日、参加表明者に別途通知する。

ウ 質疑応答に関しては、10分以内で終了する場合がある。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションについて

- ・プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書等に記載された内容を基に行うものとする。
- ・既に提出された企画提案書等の差替えや追加は、一切認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- ・出席者の総数は3名以内とする。
- ・本業務受託決定後の現場責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、出席者が発言した内容は、原則として契約に反映する。
- ・指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、評価対象としない。
- ・出席者は、他のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

8 受託候補者の選定

(1) 評価方法

本プロポーザルにおける受託候補者の評価にあたっては、「周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱」に基づき、周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会が、提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の遂行能力等を評価する。

(2) 評価項目

評価項目等については、下記に掲げるとおりとする。

評価基準

① イベントコンテンツ	30点
② 広報物の作成・配布及び場内装飾	20点
③ 業務実施体制	25点
④ 実績・意欲	15点
⑤ 価格点	10点
計	100点

(3) 評価会

非公開とする。

(4) 受託候補者の選定

- ・評価者1人当たりの持ち点を100点とし、合計得点が最も高い提案を最優秀提案とする。
- ・評価者の採点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合には、最優秀提案の決定は行わない。
- ・参加表明者が1者であった場合、評価者の評価により、提案の内容が業務の目的を十分達成できるものであると認められ、かつ、合計得点が6割以上の点数を

獲得した場合において、当該者を、評価会による評価結果をもとに、周南市ボートレース事業局が受託候補者を選定する。

- ・点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価基準（イベントコンテンツ）の点数が高いものを最優秀提案とする。
 - イ アにおいてもなお同点の場合は、評価項目（業務実施体制）の点数が高い者を最優秀提案とする。
 - ウ イにおいてもなお同点の場合は、見積書の金額が低いものを最優秀提案とする。
- ・受託候補者の選定結果は、全ての参加表明者へ書面にて通知する。
- ・審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けないものとする。
- ・周南市公式ホームページ内において、特定された受託候補者名、評価点及び選定理由を公表する。
- ・受託候補者としての通知をもって、本業務の契約を約するものではない。

9 契約

(1) 提案内容の再確認及び協議

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として、契約締結時の仕様内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正変更する場合がある。また、企画提案書等に虚偽の記載等が判明した場合には、次点の参加表明者と協議を開始する。

提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた協議を行う。ただし、提案内容が契約に反映されない場合、又は個別協議が整わなかった場合には、次点者との協議を開始する。

協議が整った受託候補者を契約候補者とする。

なお、当事業については、BOATRACE 振興会支援事業（中長期休暇集客事業）の申請対象であり、支援事業として承認が得られた場合には、それぞれ下記の通りとなる。

【契約金額】

○BOATRACE 振興会

総事業費から広報費を除いた金額に 50% を乗じた金額

○事業局

総事業費から上記 BOATRACE 振興会の負担額を除いた金額

【契約締結の方法】

事業局⇄受注者、BOATRACE 振興会⇄受注者という形で、それぞれ別途で契約。

また、受託候補者が契約締結日までの間に失格となった場合においても、次点者と契約に向けた協議を行うものとする。

(2) 契約予定額

契約予定額は、契約に向けた協議の中で、別途定める予定価格の範囲内で決定する。なお、本業務に係る支払いは、契約相手方からの適法な請求書を受理してから 30 日以内に契約代金を一括して支払うことを予定している。

なお、BOATRACE 振興会からの支援が得られた場合において、BOATRACE 振興会と受注者間における契約代金の支払いに関しては、契約締結時に両者間で調整することとする。

(3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、周南市契約事務規則の規定に準じることとする。

(4) 再委託の禁止

本業務の受注者は、委託業務遂行において一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ発注者の承認を得た上で、他社に委託することができるものとする。

(5) 守秘義務

本業務の受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。なお、委託業務終了後も同様とする。

(6) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 9 月 1 日までとする。

10 公正な企画提案の確保

(1) 私的独占の禁止等

参加表明者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 公正な企画提案の確保

参加表明者は、競争を制限する目的で他の参加表明者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

また、参加表明者は、受託候補者の選定前に、他の参加表明者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(3) 企画提案の執行の延期等

参加表明者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加表明者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

- ・ 企画提案書等の作成やプレゼンテーション等、本プロポーザルに関する一切の経費は、全て参加表明者の負担とする。
- ・ 参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により届け出ること。
- ・ 企画提案書等の著作権は、参加表明者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等は、返却せず発注者の所有とし、組織内でコピーや配布を行う場合がある。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開することがある。

- ・発注者から提示した本プロポーザルに関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者へ開示や漏洩してはならない。
- ・評価会における評価等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法や内容についての問い合わせにも応じないこととする。
- ・本プロポーザルの日程等に変更があった場合は、速やかに参加表明者へ通知する。
- ・緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできない。
- ・電子メール等の通信事故については、いかなる責任も負わない。
- ・参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることは出来ないこととする。
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、周南市における指名停止処分を講じる場合がある。
- ・企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。

12 問い合わせ先

〒745-0802

山口県周南市大字栗屋 1033 番地

周南市ボートレース事業局 ボートレース事業課

TEL : 0834-25-0540

FAX : 0834-26-1265

E-mail : boatrace-jigyo@city.shunan.lg.jp